

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 12 日（金）第3510号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（6件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 5
- 歳入の徴収事務の委託（商工政策課取扱い） 5
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 5
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 6
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 6
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 7
- 平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告（建築課取扱い） 7
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 10
- 県 立 病 院 局 企 業 告 示
- 指定代理納付者の指定（県立病院課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市鶴川内字永野5780番1，5786番，5789番，字登鹿倉5957番1，5957番8，5957番9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字岩興1458番1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町平川字林ノ口6214番1，6216番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市大川字大角3106番 5, 3107番 (次の図に示す部分に限る。), 3108番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市山下字鎌津倉6177番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市上大川内字鮎川3857番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

始良市・霧島市（以上2国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
けいこ歯科 鹿屋市寿四丁目14-24	所在地	鹿屋市寿四丁目11-10	鹿屋市寿四丁目14-24	平成31年 1月1日
霧島整形外科クリニック 霧島市国分野口東8番31号	名称	霧島整形外科	霧島整形外科 クリニック	平成31年 2月1日
医療法人徳洲会高山クリニック 肝属郡肝付町新富818番地1	名称	高山クリニック	医療法人徳洲会高山クリニック	平成31年 3月1日
医療法人徳洲会開聞クリニック 指宿市開聞十町1294-2	名称	開聞クリニック	医療法人徳洲会開聞クリニック	平成31年 3月1日
医療法人徳洲会山川病院 指宿市山川小川1571	名称	山川病院	医療法人徳洲会山川病院	平成31年 3月1日

鹿児島県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
国分中央病院	霧島市国分中央一丁目25-70	平成31年 4月1日	更生医療

鹿児島県告示第410号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 下堂園久賢
- 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鹿児島県告示第411号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年4月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 作業の種類 基本測量（機動観測）
- 作業の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 作業の地域 霧島市

鹿児島県告示第412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量 7,600平方メートル（概算））
- 2 作業の期間 平成31年 4 月 1 日から同年11月20日まで
- 3 作業の地域 霧島市一部

鹿児島県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から平成30年11月6日鹿児島県告示第995号で告示した公共測量の実施は、平成31年3月25日終了した旨の通知があった。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	
				敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町尾之間字鈴河1430番17地先から同町尾之間字瀧ノ下1422番6地先まで	前	9.0～44.5	218.0
			後	10.7～44.5	218.0
		熊毛郡屋久島町安房字横峯2437番6地先から同町安房字横峯2437番88地先まで	前	8.4～11.2	235.0
			後	10.4～15.1	235.0

鹿児島県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年4月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町尾之間字鈴河1430番17地先から同町尾之間字瀧ノ下1422番6地先まで	平成31年 4 月 12 日

大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成31年 4 月 12 日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ティダワークス	奄美市名瀬浜里町171番8	特定非営利活動法人奄美自立支援センターティダワークス	奄美市名瀬浦上742番地1	米山 裕之	平成31年4月1日	就労継続支援A型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年4月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ与次郎
鹿児島市与次郎一丁目7番30 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年11月12日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

.....

平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成31年 7 月 7 日 （日）午前10時から午後5時10分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁本館4階会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）
設計製図の試験	平成31年 9 月 15 日 （日）午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

- (2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成31年 7 月 28 日 (日) 午前10時から午後 5 時10分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)
設計製図の試験	平成31年10月13日 (日) 午前11時から午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

平成29年又は平成30年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
平成29年又は平成30年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

平成31年 6 月 12 日 (水) 頃から鹿児島県庁 (行政庁舎15階) 掲示板並びに公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場に掲示する。

4 受験手数料

17,700円

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 対象者

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (ア) 二級建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した二級建築士試験を受験をしたことがあるものが、平成30年以前の二級建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ア)の受験申込書に貼付する場合
- (イ) 木造建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した木造建築士試験を受験をしたことがあるものが、平成30年以前の木造建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ア)の受験申込書に貼付する場合
- (ウ) 離島その他の遠隔地に居住するため直接申込みができない等やむを得ない事情がある者が、遠隔地に居住することを証明する個人番号を記載していない住民票の写し又は直接申込みができない旨を証明した勤務先の証明書を受験申込みの際に提出する場合

イ 提出書類等

- (ア) 受験申込書
- (イ) 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）第13条第1項第1号及び第2号に掲げる書類（受験申込みをしようとする者がアの(ア)又は(イ)に該当する場合は、提出を要しない。）
- (ウ) 写真（受験申込み前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）2枚
- (エ) 二級建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成29年又は平成30年に都道府県知事が実施した二級建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書
- (オ) 木造建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成29年又は平成30年に都道府県知事が実施した木造建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書
- ウ 提出書類等の提出先及び受付期間
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 電話番号 03-6261-3310
平成31年4月1日（月）から同月15日（月）までとする。
- エ 提出書類等の提出方法
提出書類等は、ウの提出先に簡易書留で郵送すること。
なお、ウの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。
- (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- イ 受験申込受付期間
平成31年4月8日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時までとする。
- (3) 受付場所における受験申込み
- ア 提出書類等
(1)のイに同じ。
- イ 提出書類等の受付場所、受付期間及び問合せ先
- (ア) 鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番301号）
平成31年4月18日（木）から同月22日（月）までのそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。
公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）
- (イ) 鹿児島県大島支庁本館4階大会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）
平成31年4月18日（木）及び同月19日（金）のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。
公益社団法人鹿児島県建築士会奄美・大島支部（電話0997-53-3898）
- ウ 提出書類等の提出方法
提出書類等は、イの受付場所に直接提出すること。
- 6 受験申込書の用紙の交付
5の(1)又は(3)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部（南薩支部、川薩支部及び奄美・大島支部を除く。）において、平成31年4月1日（月）から同月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）交付する。
なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、大島支庁及び大島支庁徳之島事務所並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は平成31年 8 月 27 日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年 9 月 10 日（火）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(2) 最終合格者の発表

平成31年12月 5 日（木）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(3) 合格者等への通知

(1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）に対して行うこと。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成31年 3 月 19 日鹿児島県選挙管理委員会告示第12号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27, 324	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	270, 775	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	150, 155
	鹿屋市・垂水市区	32, 401
	枕崎市区	6, 081
	阿久根市・出水郡区	8, 833
	出水市区	14, 706
	指宿市区	11, 567
	西之表市・熊毛郡区	11, 699
	薩摩川内市区	26, 296
	日置市区	13, 547
	曾於市区	10, 370
霧島市・始良郡区	37, 049	

	いちき串木野市区	7,949
	南さつま市区	9,739
	志布志市・曾於郡区	12,419
	奄美市区	13,616
	南九州市区	10,066
	伊佐市区	7,480
	始良市区	21,204
	薩摩郡区	6,064
	肝属郡区	10,581
	大島郡区	16,763
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		270,775
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により，指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31日まで